

# お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

## 免責事由に該当する場合

### お支払い できる場合

法規の違反（飲酒・無免許等）が全くない状態での運転中に事故にあい、入院された場合

上記の場合で、事故の原因が故意または重大な過失等の免責事由に該当しない場合、入院給付金をお支払いします。

### お支払い できない場合

被保険者が危険であることを十分認識しているにもかかわらず、規制等を見落とし、高速道路を逆走し、対向車に衝突した。この事故が原因で入院された場合

危険であることを十分に認識できたにもかかわらず、規制等を見落とし及んだ行為には、**重大な過失が認められる**ため、入院給付金はお支払いできません。

## 解説

■ 免責事由に該当した場合には、支払事由に該当しても保険金・給付金等をお支払いできません。

以下は免責事由に該当する一例です。

- 責任開始日から3年以内の自殺の場合
- 契約者や死亡保険金受取人・収入保障年金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合
- 契約者または被保険者の故意または重大な過失による入院や手術等の場合
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故を原因とする入院や手術等の場合

免責事由はご加入の契約・特約により異なりますので、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。